

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から平成元年3月まで
② 平成元年5月
③ 平成元年9月から2年3月まで

私は母親から国民年金の加入は義務であると聞かされたことを憶えており、私が20歳になった昭和58年*月頃、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれたことは確かである。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、私が保険料相当額を母親に渡し、母親が集金人に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、その前後の期間の国民年金保険料は、オンライン記録から、当該期間直前の平成元年4月の保険料が3年5月に、当該期間直後の元年6月の保険料が3年7月に、元年7月の保険料が3年8月にそれぞれ過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立期間②の保険料については、3年6月頃に納付されたと考えても不自然ではない。

また、平成3年6月頃の前後を通じて、国民年金保険料を負担していたとする申立人の職業に変更は無いなど、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間②の保険料を納付することが困難であったと考えられる特段の事情も見当たらないことから、過年度納付が可能な期間の途中であり、1か月と短期間である申立期間②の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が昭和 58 年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者であって、20 歳直後に被保険者となった者の資格取得時期などから、平成 3 年 4 月又は同年 5 月であると推認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成 3 年 4 月又は同年 5 月の時点では、時効により申立期間①のほとんどは国民年金保険料を納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一住所に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、その母親が集金人に申立期間①の国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、当時、申立人が居住していた市で集金人制度が始まったのは、昭和 61 年 4 月であることが確認でき、申立期間①のうち、同年 3 月までの保険料については、集金人に納付することができなかったと考えられる。

3 申立期間③について、オンライン記録において、当該期間の直前である平成元年 6 月、同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料がそれぞれ 3 年 7 月、同年 8 月及び同年 9 月に 1 か月ずつ過年度納付されているのに対して、申立期間③直後の 2 年 4 月から 3 年 3 月までの保険料については、4 年 5 月になって 12 か月分が一括して過年度納付されていることが確認でき、申立期間③を挟む前後の期間の保険料の納付方法が大きく異なっていることが認められることから、母親を通じて毎月保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

また、仮に、申立期間③の国民年金保険料について、その直前までの保険料と同様に、1 か月ずつ納付していたのであれば、7 回にわたる保険料の納付記録が全て消失することとなり、これだけの回数 of 事務処理を行政側が誤ることも考え難い。

4 申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで

私は、結婚後の国民年金保険料について、金額についての記憶は無いが、夫婦二人分を納付書により金融機関で納付してきた。申立期間の保険料について、妻が納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている申立人の主張については、オンライン記録において収納年月日が確認できる範囲では、夫婦同一日に保険料を納付しており、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、オンライン記録において、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間の保険料を過年度納付していること、及び申立人については、過年度保険料の納付書が昭和62年12月28日に作成されていることが確認できることに加え、申立人は、申立期間を除いて保険料の未納は無く、保険料の納付意欲が高かったものと認められることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 45 年頃、市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除の申請手続を行った。その後も毎年継続して保険料の免除の申請手続を行っていたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料の納付記録について、当初、未納とされていたが、申立人の特殊台帳では申請免除となっていたため、当該期間が申請免除に記録が訂正されたことから、申立期間①当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある上、申立期間①は 24 か月と比較的短期間である。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の前後の期間において、国民年金保険料の免除の申請手続を複数回行っていることが確認できることから、申立期間②についても、免除の申請手続を行っていたとしても不自然ではない上、申立期間②は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、20歳になったとき、平成6年4月から就職することが決まっていたが、市役所から国民年金の加入を促す手紙が送付されてきたので、私の誕生月であった同年*月に私の父親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、納付書により1万円程度の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年*月に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その父親は、同年同月頃に、申立人の国民年金の加入を促す手紙が市役所から送られてきたこと、及び国民年金の加入手続きを市役所で行い、1万円程度の保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、その父親の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立人の妹についても、その父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと述べているところ、その妹が20歳になってから厚生年金保険に加入するまでの平成9年*月及び同年3月の保険料が納付済みとなっていることから、申立人についても、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料は納付済みであり、その後も60歳到達時まで保険料を納付している上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったもの

と認められるとともに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 9 月まで

私は、22 歳になった昭和 47 年*月頃に、叔父から、国民年金保険料は 2 年間遡って納付できると教えられたので、20 歳まで遡って保険料を納付しようと思い、町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付時期や納付金額については憶^{おぼ}えていないが、叔父に教えられたとおりに遡って納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年*月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したはずであると主張しているところ、申立人は、申立期間直後の同年 10 月から 60 歳に到達するまでの 35 年以上にわたる期間の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の叔父は申立期間当時、県庁に勤務していたことが確認でき、申立人に国民年金への加入及び納付についての助言をしていたとしても不自然ではない上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人が 22 歳になった翌月の昭和 47 年*月頃であると推認され、その時点では、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間であることから、申立人がその叔父の助言を受け、20 歳まで遡って保険料を納付するために国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張に特段不合理な点はみられない。

さらに、国民年金保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、昭和 47 年*月頃に国民年金の加入手続を行った際に、納付可能な申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5397

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和54年10月に会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。

後日、自宅に送付されてきた納付書により、金融機関又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、自宅に送付されてきた納付書により、金融機関又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、現在に至るまで保険料の未納は無く、平成4年4月からは、国民年金基金に加入するなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和55年5月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた市は、当時、市役所の窓口で、国民年金の加入手続を行った被保険者のうち、前年度の国民年金保険料が未納とされている者に対して、保険料の未納期間があることを伝えるとともに、市役所から社会保険事務所（当時）へ、当該被保険者に対して過年度保険料の納付書を発行するように依頼していたとしていることから、申立人

に対して、過年度保険料の納付書が発行されていたとしても不自然ではなく、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5398 (事案 4497 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年6月まで
② 昭和41年12月から45年9月まで
③ 昭和45年10月から48年3月まで
④ 昭和48年4月から61年3月まで

私は、申立期間①は、厚生年金保険に加入していた期間であるとして申し立てたが、当該期間は、国民年金の任意加入期間であるとの回答があったので、国民年金保険料を納付しているはずである。当該期間の定額保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は、i) 申立期間②及び③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていること、ii) 申立期間④の付加保険料が未納とされていることに納得できないとして、前回申し立てたが、付加年金制度は、昭和45年10月から導入されたとの回答があったので、今回は、i) 申立期間②の定額保険料が未納とされていること、ii) 申立期間③の定額保険料及び付加保険料が未納とされていること、iii) 申立期間④の付加保険料が未納とされていることに納得できないため再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間は、国民年金の任意加入期間であり、国民年金保険料を納付しているはずであると主張しているところ、申立人は、当該期間当初の昭和41年2月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の特殊台帳により確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、国民年金の任意加入手続を行っておきながら、5か月と

短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、申立期間②、③及び④について、申立人は、当初の申立てにおいて、会社を退職した昭和 41 年 12 月頃に、市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その際に、付加年金にも加入し、第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月まで継続して付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、i) 申立期間②及び③の年度別納付状況リストでは、申立人の定額保険料及び付加保険料の納付記録は見当たらない上、申立人が当時居住していた区では、45 年 7 月から納付書による納付制度が導入されていることから、申立内容と一致しないこと、ii) 申立期間④について、定額保険料と付加保険料は一枚の納付書で合計額を納付する仕組みであったことから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難いことなどから、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、特に新たな資料等が見付かったわけではないが、i) 申立期間②の定額保険料、ii) 申立期間③の定額保険料及び付加保険料、iii) 申立期間④の付加保険料が未納とされていることに納得できないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から9年1月まで

私は、平成8年11月に結婚した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、金融機関で30万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年頃に、国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により、金融機関で遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は同年12月に払い出されていたことが確認でき、その時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、「平成8年11月に結婚した後、妻（申立人）が区役所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を遡ってまとめて納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替により保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

私の母親は、昭和47年9月頃、場所については定かではないが、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が自宅に来た集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その母親が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人の居住していた地域では集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間②の前後を通じて申立人やその母親の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、母親は昭和51年7月に申立人の国民年金の加入手続を行った後、同年4月の国民年金保険料から納付し始めており、申立人が国民年金の資格を喪失する52年3月まで継続して保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が昭和47年9月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、申立人が母親から受け取ったとする年金手帳は、その様式から49年11月以降に発行された手帳であることが確認

できる上、同手帳に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号は、市の国民年金手帳交付簿等により 51 年 7 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間のうち、47 年 9 月から 49 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、遡って納付することが可能な同年 4 月から 51 年 3 月までの期間は過年度のため、保険料を集金人に納付することができない期間である。

また、オンライン記録では、昭和 51 年 4 月から国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、国民年金の加入手続を行った同年 7 月の時点から、集金人に納付することが可能な同年 4 月以降の保険料を納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、本事案に関する調査の過程において、申立人に係る厚生年金保険の未統合記録（昭和 39 年 11 月から 40 年 6 月までの期間）を発見したことから、管轄年金事務所に連絡した結果、納付記録が訂正された。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年8月まで

私は、20歳になった昭和63年*月に、市役所の年金課で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が15万円ぐらゐをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が15万円程度を納付したと主張しているところ、納付したとする金額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立期間の保険料を納付したとするその妻は、「母親にお金を用意してもらい、市役所の窓口でまとめて納付したことを憶^{おぼ}えている。」旨証言している。

また、申立期間の国民年金保険料を用意したとする申立人の義母は、「娘が結婚してしばらくした頃に、娘の夫（申立人）の保険料としてお金を用意したことを憶^{おぼ}えている。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、保険料を前納している期間もある上、住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は17か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 2 月までの期間及び 56 年 1 月から 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 2 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から 59 年 12 月まで

昭和 45 年頃に、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親が、私、兄及び母親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付し、途中から私が厚生年金保険に加入するまで、私及び兄の二人分の保険料を一緒に納付してくれた。

また、私は、会社を退職した後の昭和 56 年 1 月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、国民年金保険料については、以前と同じように、母親が、58 年又は 59 年頃まで、私及び兄の二人分を一緒に納付してくれた。その後は、私が、自分の保険料を納付してきた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年頃に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人、その兄及び母親自身の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の母親は、44 年 10 月に国民年金の被保険者資格を取得してから 60 歳に到達する 52 年*月までの保険料を全て納付している上、その母親が、平成 7 年頃まで保険料を納付していたとする申立人の兄は、3 か月を除いて、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 44 年 10 月から平成 7 年 12 月までの保険料は全て納付済みとされていることか

ら、申立人の母親は、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 45 年 1 月から同年 3 月頃までの間であると推認され、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人の母親が、加入当初の 3 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である上、申立人の兄及び母親の申立期間①の保険料は、納付済みとされている。

さらに、申立人は、その母親が、申立人が厚生年金保険に加入するまで、申立人及びその兄の二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれたと主張しているところ、申立期間①直後の昭和 45 年 4 月から申立期間②直前の 54 年 12 月までの保険料は納付済みとされている上、申立人の兄の申立期間②の保険料は納付済みとされていることから、申立人の母親が、2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付したと考えるのも特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、会社を退職した後の昭和 56 年 1 月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、国民年金保険料については、以前と同じように、その母親が、58 年又は 59 年頃まで、申立人及びその兄の二人分を一緒に納付してくれたと主張しているところ、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが、オンライン記録により確認できることから、56 年 1 月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとする申立人の主張に不自然な点は見られない上、申立人の兄の申立期間③の保険料は納付済みとされていることから、申立人の母親が、申立期間③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その上、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ってから申立人自身が国民年金保険料を納付するようになるまで、申立人が厚生年金保険に加入していた期間を除いて、申立人の保険料を納付していた旨証言しており、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5403

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私が昭和 63 年 10 月に結婚した後、夫の会社から国民年金の第 3 号被保険者の手続を行うよう連絡があり、区役所を訪れたところ、「第 3 号被保険者の手続の前に、国民年金の加入手続をしてください。」と言われたため、その場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受けた。国民年金保険料については、約 15 万円を所持していたので、そのお金で納付できる保険料を、62 年 4 月まで遡ってまとめて金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 10 月に結婚したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 3 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 63 年度以降の保険料額より安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付済みである上、種別変更手続を適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

私が平成7年7月に会社を退職したことを契機に、私の父親が市役所の行政センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。私が現在所持している年金手帳では、申立期間は国民年金の被保険者となっていることから、父親が切替手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付書により、金融機関又は郵便局で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成7年7月に、その父親が市役所の行政センターで厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間当時、申立人は国民年金の被保険者資格を取得していたものと確認できる上、申立人の国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたとするその両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その両親が申立人の国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年2月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年2月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和52年3月から同年6月まで
④ 平成3年4月から同年8月まで

私は、昭和47年6月に会社を退職したため、妻と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれた。その後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を妻が行ってくれ、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。妻が私の保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月に払い出されており、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金に加入中であることが確認できることから、少なくとも申立人に対し、当該期間に係る国民年金保険料の納付書等が発行されていたと考えられる。このことに加え、当該期間当時、申立人と連番で手帳記号番号が払い出され、保険料を一緒に納付していたとしているその妻は、当該期間の保険料を納付していることから、その妻が、2か月及び6か月と短期間である申立人の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立期間①及び②に近接する昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の申立人の国民年金保険料が未納から納付済みに訂正されている上、申立期間②については、その妻も同一

の期間、申立人と同様に、特殊台帳には、納付済みの印が無いにもかかわらず、オンライン記録では、その妻の保険料のみ納付済みとなっていることから、行政側の記録管理に不備があった可能性を否定しきれない。

- 2 一方、申立期間③及び④について、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとするその妻は、同手続を行った場所等についての記憶が曖昧であるなど、当該期間当時の国民年金の加入状況が不明である上、昭和49年度から順次使用された年金手帳にも、オンライン記録同様、申立人が当該期間当時、国民年金に加入した形跡が無いことから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

ちなみに、申立期間④について、国民年金保険料を一緒に納付していたとするその妻も、当該期間の保険料が未納となっている。

また、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年2月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に会社を辞め、自宅で仕事を始めた。国民年金の加入義務が生じたことから、私の母親が加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。当時母親が記入していた家計簿の 45 年のページに、「年金 3 人」と書いてあり、これは、両親と私の 3 人のことだと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月に会社を辞めた後、時期は定かではないが、その母親が申立人を国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入時期から、46 年 11 月又は同年 12 月と推認され、その時点において、申立期間の保険料については、納付することが可能であったと認められる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたとするその母親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、加入期間中の保険料を完納していることに加え、その母親と連番で国民年金手帳記号番号が付与されている申立人の父親についても保険料の納付状況は同様であることから、その母親の国民年金に関する意識及び保険料の納付意欲は高かったと考えられ、そのような申立人の母親が、自身及びその夫の保険料を納付しながら、12 か月と短期間であり、納付可能な申立人の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の母親が申立期間当時に記入していたとする家計簿の昭和

45年のページに「年金3人」の記載があり、当該家計簿は他の年の記載内容などからみて、申立期間当時の申立人の属する世帯の家計を記録したものと認められ、「年金3人」の記載については、同年から、申立人の両親に加え、申立人の国民年金保険料の納付が開始されたことを示すものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年6月16日から同年7月18日までの期間について、A社B工場の事業主は、申立人が同年6月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月18日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和34年7月31日から同年9月2日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格喪失日に係る記録を同年9月2日に訂正し、標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月16日から同年7月18日まで
② 昭和29年9月6日から30年1月8日まで
③ 昭和30年1月14日から同年2月1日まで
④ 昭和30年7月12日から同年8月30日まで
⑤ 昭和30年8月31日から同年9月1日まで
⑥ 昭和31年1月31日から同年2月10日まで
⑦ 昭和31年4月25日から同年7月1日まで
⑧ 昭和33年2月22日から同年6月2日まで
⑨ 昭和34年7月31日から同年9月2日まで
⑩ 昭和34年11月21日から同年12月2日まで
⑪ 昭和35年1月25日から同年2月4日まで

- ⑫ 昭和 35 年 5 月 31 日から同年 6 月 29 日まで
- ⑬ 昭和 38 年 6 月 18 日から同年 8 月 31 日まで
- ⑭ 昭和 44 年 10 月 6 日から同年 12 月 10 日まで
- ⑮ 昭和 46 年 5 月 3 日から同年 10 月 11 日まで

申立期間①について、私はA社でU業務に就き、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、船員手帳の記録では、私は昭和 29 年 9 月 6 日から 30 年 1 月 7 日まで船舶Eに雇用されていたことになっている。乗船前に健康診断を受けた記憶があることから船員保険に加入していたはずであるが記録が無いのは納得できない。

申立期間③について、船員手帳の記録では、私は昭和 30 年 1 月 14 日に船舶Fに雇用されていたことになっているが、船員保険の記録は同年 2 月 1 日からとなっているのは納得できない。

申立期間④について、船員手帳の記録では、私は昭和 30 年 7 月 12 日から同年 8 月 29 日まで船舶Gに雇用されていたが、同期間の船員保険の記録が無いのは納得できない。

申立期間⑤及び⑥について、船舶Hに雇用されていた期間の船員保険被保険者期間が昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 1 月 31 日までとなっており、実際の期間より短くなっているのは納得できない。

申立期間⑦について、私が船舶Iに雇用されていた期間の船員保険の記録が昭和 31 年 7 月 1 日からとなっているのは、船員手帳の記録と相違しており納得できない。

申立期間⑧について、船員手帳の記録では、私は昭和 33 年 2 月 22 日から船舶Jに雇用されていたが、船員保険の記録は同年 6 月 2 日からとなっているのは納得できない。

申立期間⑨について、船員手帳の記録では、私が船舶Cを雇止めされたのは、昭和 34 年 9 月 1 日となっているのに、乗船中の同年 7 月 31 日に船員保険の資格を喪失しているのは納得できない。

申立期間⑩について、船員手帳の記録では、私が船舶Kを雇止めされたのは昭和 34 年 12 月 1 日となっているのに、船員保険の被保険者期間は同年 11 月 21 日までとなっているのは納得できない。

申立期間⑪について、船員手帳の記録では、私が船舶Lに昭和 35 年 1 月 25 日から同年 2 月 3 日まで雇用されていたことになっているが、当該期間の船員保険の記録が無いので調べてほしい。

申立期間⑫について、船員手帳の記録では、私は船舶Mに昭和 35 年 5 月 31 日から同年 6 月 28 日まで雇用されていたことになっているが、当該期間の船員保険の記録が無いので調べてほしい。

申立期間⑬について、船員手帳の記録では、昭和 38 年 5 月 30 日から同年 8 月 30 日までN社の船舶Oに雇用されていたことになっているが、船員保険の記録では、同年 6 月 18 日に資格を喪失しているので調べてほしい。

申立期間⑭及び⑮について、船員手帳の記録では、昭和 44 年 10 月 6 日から同年 12 月 9 日まではP社の船舶Qに、46 年 5 月 3 日から同年 10 月 10 日まではR社の船舶Sに雇用されていたことになっている。当時、私はT社に所属し、同社所有の船舶の乗下船を繰り返していたが、同社から、乗船しないで船舶関係の資格取得の勉強をするなど自由にしていいと言われた時期があり、その間にP社及びR社の船舶に乗っていた。当時、私はT社で船員保険の被保険者になっていたが、そのことは伏せて船舶Qと船舶Sに乗船したため、両船舶の所有者は当然、船員保険の被保険者として手続をしていたはずで、当時、船員保険の保険料が控除されていたことを記憶している。

申立期間②から⑮までについて、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社でU業務を行っていたと主張するところ、オンライン記録において、申立人と同姓同名で、生年月日が数日異なっている者が、昭和 27 年 6 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 18 日に資格喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、上記の被保険者記録に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、当該記録の事業所がA社B工場であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が同社B工場において昭和 27 年 6 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 18 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

申立期間⑨について、申立人の船員手帳には、申立人が機関員として、船舶Cに昭和 33 年 12 月 2 日に雇い入れられ、雇止日が、当初、34 年 7 月 10 日と記入されていたものが、同年 9 月 1 日に訂正され、管轄海運局印が押されていることが認められることから、申立人は、当該期間に当該船舶に雇用されていたことが確認できる。

また、申立人は、船舶Cは昭和 34 年 7 月に一旦帰港したが、自身は間を空けること無く次の航海に出たと述べているところ、申立人と同時期か

ら同船舶に乗船し同年7月21日に船員保険の資格を喪失している同僚は、自身はドックに入っている期間をはきんで2航海のみの乗船であったが、同船舶は、2航海目が終わって帰港後に引き続き次の航海に出たはずであると証言していることから、申立人は、同船舶に3航海乗船していたことが推認できる。

さらに、上記同僚及びD社が所有する船舶Cと同程度の遠洋漁業船に乗っていたとする船員は、航海後に荷揚作業を数日間行った上で雇止めされると述べていることから、同社の船員保険被保険者で、船員手帳を所持していた2名について、船員保険の資格喪失日と船員手帳の雇止年月日を比較したところ、船員保険の資格喪失日の方が後の日付になっていることが確認できる。

加えて、申立人は、船舶Cに乗船していたうちの2回の航海については、船員保険の被保険者期間となっており、同じ船舶に乗っていた3回目の航海についてのみ船員保険の被保険者として扱われなかった事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人はD社において昭和34年9月1日まで雇用され、事業主により当該期間に係る船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の申立人の標準報酬月額は、申立人のD社に係る船員保険被保険者名簿の昭和34年6月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は解散している上、当時の事業主及び役員も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が甲板員として昭和29年9月6日に船舶Eの船舶所有者に雇い入れられ、30年1月7日に雇止めされたことが確認できる。

しかし、当時、船舶Eの船舶所有者が同船舶を船員保険の適用船舶として届け出た記録は無く、船員手帳で確認できる同船舶所有者は既に死亡しているため、同船舶の適用及び船員保険の取扱いについて確認することはできない。

申立期間③について、船員手帳の記録から、申立人が甲板員として昭和30年1月14日に船舶Fに雇い入れられていることは確認できる。

しかし、船舶所有者をV氏とする船舶Fの船員保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和30年2月1日資格取得、同年4月10日資格喪失となっておりオンライン記録と一致している。

また、船舶所有者のV氏の所在は不明であり、当時の申立人の船員保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が甲板員として船舶Gに昭和30年7月12日に雇い入れられ同年8月29日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、当時、船舶Gの船舶所有者が同船舶を適用船舶として届け出た記録は無いほか、船舶所有者が異なる適用船舶の船舶Gの船員保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

また、船員手帳で確認できる船舶Gの船舶所有者は既に死亡しているため、同船舶の適用及び船員保険の取扱いについて確認することはできない。

申立期間⑤及び⑥について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が機関員として船舶Hに昭和30年8月31日に雇い入れられ、31年2月15日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、船舶Hが船員保険の適用船舶となったのは、昭和30年9月1日であり、申立期間⑤においては、適用船舶となっていない。

また、船舶Hの船員保険被保険者名簿には、申立人が昭和30年9月1日に資格取得し、31年1月31日に資格喪失した旨の記載があり、オンライン記録と一致している。

さらに、船舶Hの船員保険被保険者名簿で確認できる船舶所有者の所在は不明であり、当該船舶が適用船舶となる前の取扱い及び申立人の資格喪失日について確認することができない。

申立期間⑦について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が甲板員として船舶Iに昭和31年4月18日に雇い入れられ、同年8月9日に雇止めされたことが確認できる。

しかし、船舶Iに係る船員保険被保険者名簿において、申立人は昭和31年7月1日に資格取得し、同年8月28日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、上記船舶所有者の所在等は不明であり申立人の船員保険の資格取得日の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑧について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が操機長として、船舶Jに当該期間を含む昭和33年2月22日に雇い入れられ、同年7月12日に雇止めされたことが確認できる。

しかし、船舶Jに係る船員保険被保険者名簿において、申立人は昭和33年6月2日に資格取得し、同年7月12日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、船舶Jの船舶所有者は特定できたが、連絡先等が不明であり、申立人の船員保険の資格取得日の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑩について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が二等機関士として、船舶Kに昭和34年9月18日に雇い入れられ、同年12月1日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、船舶Kの船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和34年9月19日に資格取得し、同年11月21日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、船舶Kの船舶所有者の所在は不明であり、申立人の資格喪失日の取扱いについて確認することができない。

申立期間⑪について、申立人の船員手帳に申立人が一等機関士として船舶Lに昭和35年1月25日に雇い入れられ、同年2月3日に雇止めされた記録が確認できる。

しかし、申立人は、船舶Lは、船を見ただけで、実際には乗船していなかった旨を供述しており、同船舶の船員として在籍していたことを確認することができない。

申立期間⑫について、申立人の船員手帳から、申立人が、操機手として船舶Mに昭和35年5月31日に雇い入れられ、同年6月28日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、申立人は、船舶Mには資格の名義貸しのみで実際には乗船しておらず、同船舶を見たこともないと供述している上、同船舶が適用船舶であったことが確認できず、同船舶の船舶所有者の所在等も不明である。

申立期間⑬について、申立人の船員手帳には、申立人が、一機（一等機関士）としてN社の船舶Oに昭和38年5月20日に雇い入れられ、同年8月30日に雇止めされた記録がある。

しかし、船員手帳の雇止め年月日は「昭和38年8月30日」と記載されているものの、同記載横のW海運局X支局の公認年月日印は「昭和38年5月31日」となっている上、船員手帳の失業保険金支給関係ページには、「被保険者であった期間、自昭和37年10月30日至昭和38年6月18日、8月間、離職の事由、依願退職、求職申込、38.7.6」と記載されており、同支給記録ページには同年8月20日から受給していることが確認できる。

また、N社の船員保険被保険者名簿において、申立人が通信士として昭和37年10月30日に資格取得し、38年6月18日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録及び上記失業保険被保険者期間と一致している。

申立期間⑭及び⑮について、申立人の船員手帳の記録から、申立人が一等機関士としてP社の船舶Qに昭和44年10月6日に雇い入れられ、同年12月9日に雇止めされていることが、また、三等機関士としてR社の船

船Sに46年5月3日に雇い入れられ、同年10月10日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、申立人はT社において昭和43年6月19日から46年11月26日まで継続して船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、P社及びR社に係る船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、同名簿には、申立人の資格取得の届出が両社から出されたことがうかがえる取消記録なども無い。

さらに、申立人は、P社及びR社は、当時、申立人がT社において船員保険の被保険者となっていたことを知らなかったのであるから、両社は当然、資格取得の届出を行うはずである旨を主張しているが、仮に両社が申立人に係る資格取得の届出を行っていたのであれば、当該期間において、申立人は、船員保険法により、両社において船員保険の被保険者となり、同法による船員では無くなったT社の資格は喪失していたこととなっていたと考えられる。

加えて、P社及びR社の元事業主は、申立人の両社における船員保険被保険者資格の取得及び喪失の届出に関する資料を保管しておらず、T社の被保険者である期間に両社の被保険者として重複して加入していたとする申立人の主張を確認することができない。

申立期間②から⑧まで及び⑩から⑮までについて、申立人は、船員手帳の雇用契約の記載を各申立期間における船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員保険被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日と、船員手帳の雇入日及び雇止日は必ずしも一致しているものではなく、船員手帳に記載されていない期間においても船員保険の被保険者となっていることが確認できることから、船員手帳に記載されている雇入期間をもって、船員保険の被保険者期間の根拠とすることはできない。

このほか、申立人が当該期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い上、当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②から⑧まで及び⑩から⑮までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から25年5月26日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は19年10月1日であると認められ、かつ、事業主は、申立人が25年5月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年6月までは50円、同年7月から21年2月までは90円、同年3月は110円、同年4月から同年10月までは210円、同年11月から22年5月までは360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から25年3月までは4,000円、同年4月は4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から25年5月頃まで
② 昭和30年5月頃から32年4月頃まで

私は、昭和15年頃からA社B工場に勤務していた。女性が厚生年金保険に加入できるようになった19年10月1日から25年5月頃までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、昭和30年5月頃から32年4月頃までC社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が10日相違している者が、昭和19年7月5日に被保険者資格を取得し、25年5月26日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社から提出された同社B工場に係る労働者年金保険被保険者資

格取得届から、申立人と同姓同名で生年月日が10日異なる者が昭和19年7月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録の被保険者番号と、上記被保険者名簿に記載されている被保険者番号は同一であることが確認できる。

さらに、A社は、申立人と同姓同名で同月生まれの者は、同社B工場にはほかにいなかったとしている。

これらのことから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

なお、昭和19年7月5日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法の制度発足のための準備期間であったことから、保険料の徴収が行われていない期間である。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日であると認められ、かつ、事業主は、申立人が25年5月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年6月までは50円、同年7月から21年2月までは90円、同年3月は110円、同年4月から同年10月までは210円、同年11月から22年5月までは360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,700円、同年12月から24年4月までは4,200円、同年5月から25年3月までは4,000円、同年4月は4,500円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の述べている業務内容と同僚の証言している業務内容が一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間②当時に一緒に勤務していた同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、申立期間②当時にC社に勤務していた同僚10名に文書照会を行ったところ、6名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成18年6月は14万2,000円、同年10月から19年1月までは22万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月から20年1月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成18年12月15日に係る標準賞与額は、既に10万円と記録され、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額の記録を9万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月1日から18年7月1日まで
② 平成18年7月1日から19年9月1日まで
③ 平成19年9月1日から20年9月1日まで
④ 平成18年12月15日

私は、平成17年に求人広告の募集に応じてA社と同族会社のB社で勤務をしていた。しかしながら、ねんきん定期便に記載されている納付額と給与明細書に記載されている控除額が相違している。申立期間①から③までについて標準報酬月額を訂正し、申立期間④について標準賞与

額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、平成17年7月1日から20年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から③までのうち、平成17年7月1日から20年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①から③までの標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成17年7月1日から20年2月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間のうち、平成18年6月は14万2,000円、同年10月から19年1月までは22万円、同年2月から同年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月から20年1月までは30万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社は、それぞれ、手続の誤りがあった旨を回答していることから、それぞれの事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、それぞれの事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④について、申立人の当該期間における標準賞与額は、

当初届出がなされていなかったが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 11 月 13 日に 10 万円として届出がなされたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、当該訂正後の標準賞与額（10 万円）は年金額の計算の基礎となる標準賞与額となっていない。

しかしながら、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、9 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、その所持する賞与明細書の厚生年金保険料額から、9 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人が標準報酬月額の変動について申し立てている申立期間①のうち、平成 17 年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月から 18 年 5 月までの期間及び申立期間②のうち、同年 7 月から同年 9 月までの期間については、社会保険事務所の記録が、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っており、申立人が給与明細書を所持していない 17 年 9 月及び同年 11 月においても、申立人の所持するその前後の給与明細書から判断すると、社会保険事務所の記録が保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は上回っていると考えられることから、訂正を認めることはできない。

一方、申立期間③のうち、平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までにおいて、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）D 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 6 月 29 日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、A 社で勤務していた期間の被保険者記録の一部が無い。夫は同社に入社して C 職をされており、一度も転職することなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 6 月 29 日に同資格を喪失している旨の記録が確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿における被保険者番号は、申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A 社 D 事業所の事業主は、申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に被保険者資

格を取得し、同年6月29日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、26 万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 21 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 1 月までの標準報酬月額が 24 万円となっており、申立期間より前の標準報酬月額（28 万円）よりも下がっている。申立期間に給与が下がったという記憶は無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は 24 万円となっているが、当該標準報酬月額に係る記録は、平成 14 年 10 月の定時決定において 22 万円と記録していたものを、15 年 3 月 13 日付けで、訂正している記録であることが確認でき、このことから、事業主が、当初の定時決定において誤っていた申立人の申立期間における標準報酬月額を、給与実態に即した標準報酬月額に訂正する届出を行ったものと考えられる。

一方、A 社が保管する賃金台帳では、当該定時決定の基礎となる申立人の平成 14 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の報酬月額の平均は 25 万 7,600 円となり、これは標準報酬月額 26 万円に相当するものであり、上記のオンライン記録における標準報酬月額 24 万円と一致していない。

このことについて、A 社を管轄する年金事務所は、「標準報酬月額の事後訂正を受け付ける際には、訂正の基になる賃金台帳等の資料の確認をしている。」と回答している。

また、上記の賃金台帳から、申立人は申立期間に 26 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の標準報酬月額欄には26万円と記載されており、社会保険事務所による受領印が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、26万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
昭和55年10月から56年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が届け出た報酬月額と違っているので、届け出た標準報酬月額に相応する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する昭和55年8月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における申立人の標準報酬月額の欄を見ると、社会保険事務所は、7万6,000円（9等級）として決定し記載していることが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額は、上記により決定された標準報酬月額と同額が記録されている。

しかしながら、上記の通知書から、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によって、申立人に係る報酬月額を75万円（上限41万円、35等級）と社会保険事務所へ届け出ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年10月1日から16年1月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月は32万円、同年2月及び同年3月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月1日から16年1月1日まで
② 平成16年1月1日から同年9月1日まで

申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録が低くなっているが、前後の期間と報酬月額に変更は無かったはずであるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、平成15年12月24日付けで同年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社での厚生年金保険被保険者104名中、申立人を含む83名の標準報酬月額が遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、滞納処分票により A 社が申立期間①において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正の処理を行った日以降の最初の随時改定（平成 16 年 1 月 1 日）で 26 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、当該期間のうち、平成 16 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 16 年 1 月の標準報酬月額については、申立人が所持する A 社の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額の 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、報酬月額に見合う標準報酬月額の 30 万円とすることが妥当である。

一方、当該期間のうち、平成 16 年 4 月から同年 8 月までについては、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の平成 16 年 1 月から同年 3 月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年2月28日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を3年10月から4年9月までは20万円に、同年10月から5年1月までは、22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年2月28日まで
② 平成5年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に平成3年4月1日から5年2月28日まで勤務していた。年金事務所から、同僚の標準報酬月額が訂正されており、私の標準報酬額も訂正されているとの説明を受けた。平成3年10月から5年1月までの標準報酬月額を訂正してほしい。

また、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における資格喪失日が平成5年2月28日になっており、被保険者記録が1か月欠落している。同社から関連会社のB社に異動するまで、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年10月

から4年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年2月28日）より後の同年10月7日付けで、遡って3年10月から4年9月までは14万2,000円、同年10月から5年1月までは15万円に訂正され、その後の6年2月21日付けで再度、4年2月から5年1月までの標準報酬月額が11万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人を除く4名についても申立人と同様の訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記、標準報酬月額の減額処理に係る記録は有効なものとは認められず、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年9月までは20万円、同年10月から5年1月までは22万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事務責任者は、「資格喪失日を平成5年3月1日とするところ、同年2月28日になっていることは担当者の間違いだと思う。勤務も継続しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、上記訂正後の平成5年1月の記録から22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人の事業所であったことから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年8月から26年5月までは7,000円、同年6月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年8月1日から26年11月1日まで
夫は、昭和24年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、55年3月31日に退職するまで同社で勤務していた。B社から受領した在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の妻が所持する申立人の在籍証明書及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和26年11月1日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和26年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和25年8月から26年5月までは7,000円、同年6月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 5407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 8 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 48 年 8 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 51 年 9 月まで

私の父親は、私が 20 歳になった昭和 47 年*月頃、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、父親が納付書により納付していた。父親からは、「年金については払っておいたから、自分で払えるようになったら払うように。」と常々言われていたことを憶えている。申立期間が未加入^{おぼ}で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人は自身が 20 歳になった昭和 47 年*月頃、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した際に交付されたとする申立人の年金手帳は、その様式から 49 年 11 月以降に発行された手帳であることが確認できる上、同手帳に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日より、51 年 10 月頃に付番されていることが確認できることから、申立内容と一致しないとともに、申立人

は申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から同年7月まで

私は、20歳になった平成14年*月に、市役所から国民年金の通知が送付されてきたため、同市役所で国民年金の加入手続を行い、併せて学生納付特例の申請を行った。申立期間の国民年金保険料については、当初、学生納付特例の申請を継続して行う予定であったが、手続が遅れたため、市役所及び社会保険事務所（当時）に問い合わせをしたところ、別の申請免除の案内をされ、その手続を行えば学生納付特例と同様に保険料の納付が免除されると教えられたことから、同申請手続を行った。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、学生納付特例の申請手続が遅れたため、同手続の代わりに市役所及び社会保険事務所から案内された別の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人が手続を行ったとする「別の申請免除」に当たる申請免除は制度上存在しない上、申立期間当時、申立人が居住していた地域の市役所及び社会保険事務所において、申立人が免除の申請手続を行った形跡は無く、申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡も認められない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5409

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和63年*月頃、当時大学生であったことから、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、就職するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、私が知らぬうちに、母親が申立期間の保険料を納付してくれていたはずなのに、同期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び同期間の保険料を納付したとするその母親は、加入手続きを行った時期や場所を憶^{おぼ}えておらず、保険料の納付について何も記憶していないなど、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和63年*月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、それまで任意加入とされていた大学生が強制加入の国民年金第1号被保険者となった平成3年4月に払い出されているため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時大学生であり、国民年金保険料を納付するには、制度上、任意加入する必要があるが、オンライン記録によると、申立人が、同期間に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないこ

とから、申立期間は、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年6月までの期間及び4年8月から9年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から3年6月まで
② 平成4年8月から9年6月まで

私は、会社退職後、時期は憶^{おぼ}えていないが、A市役所で、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、20万円から40万円ぐらいの金額を、市役所の国民年金担当窓口か市役所内にあった銀行の窓口で、2回か3回ぐらいに分割して納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続時期及び申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期に関して、当初は平成4年春頃としていたが、後に、それ以前の時期だったかもしれないとするなど、申立内容が変遷しているほか、その時点において、次年度以降の保険料となる申立期間②のうち、少なくとも平成5年度以降の保険料は、納付することができないため、当該期間当時の保険料の納付状況を聴取したが、憶^{おぼ}えていないと述べるのみであることに加え、申立期間①及び②の保険料として、20万円から40万円ぐらいの金額を、市役所の国民年金担当窓口か市役所内にあった銀行の窓口で、2回か3回ぐらいに分割して納付したとも述べているが、その記憶について曖昧であることなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、主張に不自然な点が見受けられる。

また、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び国民年金保険料が未納となっている期間が散見される上、申立人は、当該期間に複数の異なる市区

町村に居住しており、これだけ複数の行政機関が、繰り返し事務処理を誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年8月までの期間、3年7月から4年5月までの期間、5年10月、6年9月から7年11月までの期間及び13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から2年8月まで
② 平成3年7月から4年5月まで
③ 平成5年10月
④ 平成6年9月から7年11月まで
⑤ 平成13年4月

私の父親又は母親が、私が平成元年2月に会社を退職した後、時期は分からないが、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後は、私が会社を退職するたびに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってくれたと思う。申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、私又は両親が、金融機関で納付していたと思う。申立期間⑤の保険料については、時期は分からないが、納付書が送付されてきた直後に、私が、金融機関で納付しようとしたが、納付することができなかった。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされ、申立期間⑤の保険料を納付することができなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親又は母親が、申立人が平成元年2月に会社を退職した後、時期は分からないが、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後は、申立人が会社を退職するたびに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きに直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行っていたとするその両親は、申立人の国民年金の加入手続き及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったかどうか分

からないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び厚生年金保険から国民年金への切替状況は不明である。

また、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、申立人又はその両親が、金融機関で納付していたと思うと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人の平成元年2月から7年12月までの国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、14年3月に追加されたことが、オンライン記録により確認できることから、それまでは、申立期間①、②、③及び④は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が定かではない上、申立人の父親及び母親は、申立人の保険料を納付していたかどうか分からないと述べていることから、申立期間①、②、③及び④当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を金融機関で納付しようとしたが、納付することができなかったとして、当該期間の保険料を納付していないことを申立人自身も認めており、申立期間⑤直後の平成13年5月から14年3月までの保険料は、15年6月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間⑤の保険料は、時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

その上、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5412

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで

私は、時期は定かではないが、20 歳になった後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、未納期間があることが分かったため、何回かに分けて納付書により市役所などで遡って国民年金保険料を納付した。未納期間については、全て納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、市役所で国民年金の加入手続を行った際、未納期間があることが分かったため、何回かに分けて遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は加入手続後の保険料の納付時期についての記憶が必ずしも定かではなく、申立人が保険料の納付を開始したことが確認できる申立期間直後の平成元年 10 月から 2 年 3 月までの保険料は、過年度納付により納付されていることが確認できることから、その主張は、申立期間直後の保険料を遡って納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、払出簿によると平成 3 年 8 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の母親は、私が 20 歳になった昭和 47 年*月に、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が自身の保険料と一緒に郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になった昭和 47 年*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 53 年 4 月と推認できることから、その時点で、申立期間のうち 47 年 4 月から 50 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしていること、及び同年 4 月から保険料が納付済みとなっていることから、申立人は、国民年金の加入手続が行われた同年同月から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間を通じて同一区内で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間は、72 か月の長期間に及び、これだけの期間について、同一の行政機関が記録管理を続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続が行われた時期は憶えていないが、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付時期は分からないが、父親が加入手続を行った際に納付したと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその父親は、加入手続の時期等の記憶が曖昧であり、保険料の納付時期及び場所についても分からないと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日からみて、昭和 63 年 5 月と推認でき、申立人の所持する年金手帳では、62 年 11 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であった上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5415

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、母親から「年金は、(厚生年金保険から) 続けて納付しておいたほうが良い。」と言われていたこともあり、夫の車に母親も同乗して 3 人で区役所に行き、加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料の納付等については、詳しいことは記憶に無いが、結婚当初は、実家へ頻繁に帰っていたので、実家から近い駅周辺の金融機関で、自分で納付していたと思う。母親へ保険料の納付を頼んだことは無いと思う。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親及び申立人の夫と一緒に申立期間の始期に居住していた区の区役所に行き、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況、申立人の手帳記号番号の四桁の記号等から、昭和 61 年 10 月頃、当時居住していた市で第 3 号被保険者の手続に併せて行われたと推認され、申立内容と一致しない上、申立人の主張する時期に居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人は、申立期間当時、その夫が厚生年金保険に加入していたため、国民年金への加入は任意であり、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 61 年 10 月頃の時点では、制度上、任意加入することとなる申立期間については、遡って加入することはできないため、申立期間は、保険料を

納付することができない未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人から国民年金保険料の納付状況等について、具体的な証言を得ることができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料の納付を示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私が20歳になった平成8年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私の国民年金保険料を、私が就職するまで、父親の銀行預金口座から口座振替により納付してくれ、その後、妹の保険料も、同様に、父親が口座振替により一緒に納付してくれていた。私は、父親が保険料の口座振替を停止する手続きを行った記憶は無いにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、自身の銀行預金口座から口座振替により、申立人の申立期間の国民年金保険料とともにその妹の保険料も、一緒に納付していたと述べているが、当該口座振替を行った銀行の取引記録によると、申立期間の保険料が口座振替されたと考えられる平成11年3月においては、国民年金保険料として1万3,300円が支払われていることが確認できるものの、同金額は、申立期間当時の一人分の保険料月額であり、同口座から口座振替により二人分の保険料を納付していたとする申立内容と一致しない。

また、申立人の父親は、申立人が就職した平成11年4月より前に、国民年金保険料の口座振替を停止する手続きを行ったことは無く、申立期間の保険料を口座振替により納付したと主張しているが、オンライン記録によると、口座振替による保険料納付終了後の13年3月に、同期間に係る過年度納付書が発行されていることから、口座振替により納付したとする申立内容と一致しない上、同期間は、9年の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5417

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃に、父親が、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、父親が、農協の担当者に依頼し、当初は私及び両親の 3 人分を、その後は弟を加えた 4 人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年*月頃に、その父親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父親が、農協の担当者に依頼し、当初は申立人及びその両親の 3 人分を、その後は申立人の弟を加えた 4 人分を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとするその父親は、加入手続の時期や保険料の納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 51 年 9 月又は同年 10 月であると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、同年 7 月に、その弟と連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の途中から、申立人及びその両親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟も、申立人と同様に、国民年金手帳記号番号が払い出された年度の保険料は納付済みとされているが、20歳到達により国民年金の被保険者資格を取得した50年*月から手帳記号番号が払い出された年度の前年度末である51年3月までの保険料は未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 48 年 7 月まで

私は、昭和 47 年の夏頃だったと思うが、区役所支所から手紙がきたことをきっかけに、同支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年の夏頃に、区役所支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、48 年 8 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月に払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 5419

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 9 月まで

私は、20 歳になってからしばらくは国民年金に加入していなかったが、勤務していた会社が、平成元年 10 月に厚生年金保険適用事業所となることを契機に、その事務事務を委託していた会計事務所の担当者が、同年 9 月又は同年 10 月に私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。申立期間の国民年金保険料については、私が、遡ってまとめて納付した。当時の同僚も、同じように遡って保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社が平成元年 10 月に厚生年金保険適用事業所となることを契機に、その事務事務を委託していた会計事務所の担当者が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする会計事務所の担当者から証言を得ることはできないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、その同僚についても、平成元年 9 月又は同年 10 月に国民年金に加入し、申立期間と同じ期間の国民年金保険料を遡って分割して納付していたと主張しているが、その同僚は、昭和 57 年 4 月頃に国民年金に加入し、62 年 4 月から平成元年 9 月までの保険料を納付期限までに納付していることが、その同僚のオンライン記録で確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、

申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から53年12月まで

私は、昭和49年2月に結婚したことを契機に、翌月以降に区役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳については、手続後に交付された覚えは無く、第3号被保険者となったときに送られてきたと思うが定かではない。国民年金保険料については、区役所又は郵便局で毎月納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年2月に結婚した後、翌月以降に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録では、54年1月29日に国民年金に任意加入していることが確認できることから申立内容と一致しない。

さらに、申立人には、申立期間前の昭和49年1月に、申立人の実家があった他県で別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、申立人は、結婚する前に、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶が定かではない上、同手帳記号番号の国民年金の記録は、同年同月から平成20年4月までの加入期間に係る保険料が全て未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年10月まで

平成2年8月に「20歳になったので、国民年金に加入して下さい。」という通知又は「法改正のため、学生でも国民年金保険料を納付しなくてはいけない。」という通知がきたため、母親がすぐに私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。

私は、母親が国民年金の加入手続をしてからでは、国民年金保険料を未納が無いように納付してくれていたにもかかわらず、加入手続当初の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、平成2年8月に、その母親が行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、4年11月と推認され、申立内容と一致しない。

また、平成4年11月時点においては、申立期間のうち、2年8月及び同年9月は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることに加え、その母親は、申立期間直後である2年11月及び同年12月の2か月分のみ、申立人の「納付書・領収証書」を所持しているが、その納付書には、4年11月30日に発行され、それに基づき、同年12月10日に保険料が収納されていることが記載されており、2年10月の保険料も同年8月及び同年9月分と同様に、時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。そのため、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号

が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳に「(国民年金の)資格取得日」が、記載されていることから、同日から国民年金保険料を納付していたはずだと述べているが、同資格取得日は、加入手続時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 62 年 9 月に、区役所の年金課で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、職員から、「過去 2 年遡って国民年金保険料を納付できるが、1 年間だけ納付することができない期間がある。」と説明を受け、数日後、区役所で申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、遡ってまとめて申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間直後の同年 10 月から 63 年 3 月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立人が 62 年 9 月に国民年金の加入手続を行った形跡は無く、申立人は、当時、年金手帳が交付された記憶も無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住し続けている申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても保険料の納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年3月まで

私は、平成元年9月に会社を退職してしばらくした後に、区役所に行った際に、窓口の職員から勧められたので、国民年金の加入手続を行った。その際に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その後の期間の保険料の納付方法や納付金額については、分からないが、私が、納付したはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月に会社を退職してしばらくした後に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年8月頃に、その当時居住していた別の区で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期及び加入手続場所についての申立人の主張と一致しない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成5年3月とされており、オンライン記録でも、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、その後の期間の保険料についても納付したはずであると主張しているが、申立人は、保険料

を遡ってまとめて納付した期間、納付した時期及び遡ってまとめて納付した後の期間の納付方法、納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5424

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から60年3月まで

私は、最初に勤めていた会社を退職後の昭和57年12月頃、私の父親から国民年金に加入するよう勧められたので、区役所で国民年金の加入手続きを行い、同区役所から送られてきた納付書により、国民年金保険料を郵便局で毎月納付していた。

その後は、口座振替により国民年金保険料を前納するなどして、納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続き時期は、60年5月又は同年6月であると推認され、申立内容と一致しない。

また、昭和60年5月又は同年6月の時点においては、申立期間のうち、一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、遡って過年度納付することが可能で、納付義務が時効により消滅していなかった期間についても、申立人は、遡って保険料を納付したことは無いと述べている。このため、申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間以前から手帳記号番号が払い出された時期を通じ、同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から60年3月まで

私が区役所で国民年金の加入手続を行った時期は、20歳を過ぎた21歳か22歳の頃であったと思う。役所の担当者から20歳で加入したことにするとわれ、過去の国民年金保険料を遡って一括納付した。その後の保険料については、母親が自宅に来た集金人に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳か22歳の頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳までの国民年金保険料を遡って一括納付したと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された被保険者の資格記録などから、昭和62年5月以降であることが推認でき、申立人が主張する時期に、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人は申立期間当時から同年同月までの間、住所の異動が無かったことから、同一の区内で申立人に複数の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくい。

また、オンライン記録では、昭和62年6月に、60年4月から62年3月までの2年分の国民年金保険料を遡って一括納付していることが確認できることから、申立人が一括納付したと主張する保険料は、申立期間の保険料ではなく、同年6月に納付した60年4月以降の期間の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については母親が納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その母親からは高齢のため事情を聴取することができないことから、

保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年12月までの期間及び46年1月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年12月まで
② 昭和46年1月から51年8月まで

申立期間①について、いつ頃であるか定かではないが、夫が区役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が郵便局、信用金庫又は区役所のどこかで、納付書に現金を添えて定期的に納付していたと思う。

申立期間②について、私は、いつ頃納付したか定かではないが、当該期間の国民年金保険料を、郵便局、信用金庫又は区役所のどこかで、納付書に現金を添えて遡ってまとめて納付した。

私は、申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その夫が区役所で、国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、同加入手続を行ったとするその夫は、既に他界しており、当時の状況等を聴取することができないため、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和54年3月又は同年4月に行われたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、それより前に別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、そ

の形跡も見当たらない。ちなみに、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者の妻であったため、後述する第3回特例納付によっても当該期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと述べており、昭和53年7月から55年6月まで実施されていた第3回特例納付により納付することが可能ではあったが、その納付時期を憶^{おぼ}えていないなど、保険料の納付状況が不明である上、申立人が遡ってまとめて納付したとする金額は、同制度により、実際に当該期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5427 (事案 4485 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から平成3年3月まで
私が、20歳になったため、父親が、私の国民年金の加入手続きを行ったはずである。
その後、母親が、父親の収入の中から、申立期間の国民年金保険料を、家族みんなの分と一緒に納付していたということを、母親から聞いている。
新たな資料は無いが、前回の申立てに対する判断に納得できないため、再度申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて受け取った年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であるとしているが、その手帳には、国民年金の「初めて被保険者になった日」は平成3年8月27日と記入されていることに加え、オンライン記録によると、5年5月に、申立期間について国民年金の強制加入期間として被保険者資格記録が追加処理されていることが確認できることから、同年同月より前は、資格記録が無く、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができないこと、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、その母親が、申立人の父親の収入の中から、申立期間の国民年金保険料を、家族みんなの分と一緒に納付していたということを、申立人の母親から聞いていると主張するが、この主張は、前回とほぼ同一であり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め

られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に、妻と一緒に市役所の出張所で婚姻届を提出した際に、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際に、国民年金保険料を、遡って納付することができるかと案内されたので、私の申立期間及び妻の昭和 55 年 7 月から 59 年 9 月までの納付書を作成してもらい、数回に分けて、妻が、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 7 月に、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その後、数回に分けて、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 9 月頃であると推認され、その当時は、申立期間の保険料を納付することができる特例納付制度は実施されていないことから、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 9 月の時点で、国民年金保険料を納付することが可能であった申立期間直後の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料は、4 回に分けて過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できる上、同期間の保険料額の合計金額は、申立人の妻が数回に分けて納付したとする合計金額とおおむね一致していることから、申立人の妻が遡って納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月1日から8年10月1日まで
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで
③ 平成9年10月1日から10年8月1日まで
④ 平成10年8月1日から同年8月28日まで
⑤ 平成10年9月1日から11年9月24日まで
⑥ 平成11年9月24日から12年3月25日まで
⑦ 平成12年3月25日から20年5月1日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、私の申立期間における標準報酬月額の記録が実際の給料額より低くなっていて納得できない。申立期間の給与振込通帳のコピー及び申立期間のうち平成14年8月以降の給与明細書を提出するので、調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人名義の預金口座から確認できる給与振込額に見合う標準報酬月額は、申立期間①のB社、申立期間②のA社、申立期間③のC社及び申立期間④のA社における標準報酬月額の記録をおおむね上回っている。

しかし、A社、B社及びC社の厚生年金保険の手続を行っていた社会保険労務士が保管している申立人の当該期間における健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書を確認したところ、オンライン記録どおりの届出がされたことが確認できる。

また、A社、B社及びC社の事業主は当該期間における申立人に係る関係書類を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないことか

ら、保険料控除額について確認できないが、申立人と当該期間に係る標準報酬月額が同額であるC社の同僚から提供があった給与明細書について検証したところ、当該同僚は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間①から④までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤から⑦までについて、申立人名義の預金口座の給与振込額に見合う標準報酬月額、申立人が所持している給与明細書（平成14年8月から20年4月まで）の控除保険料額に見合う標準報酬月額、E社及びF社の同僚（標準報酬月額の記録が申立人と同額）から提供があった給与明細書（10年9月、11年9月、同年10月及び12年3月）の控除保険料額に見合う標準報酬月額は、申立期間⑤のD社、申立期間⑥のE社及び申立期間⑦のF社に係る標準報酬月額の記録をおおむね上回っている。

しかし、その標準報酬月額決定の経緯について、A社、同社のグループ会社であるB社及びC社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年8月28日に、いずれかの事業所において被保険者資格を喪失しているほぼ全ての同僚を調査したところ、複数の同僚が、同年8月28日以降、自ら国民年金へ加入手続を行うか又は事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を負担し、別事業所で厚生年金保険へ加入するかの説明があった旨の証言があった。

また、D社からは回答が得られず不明であるが、E社及びF社の事業主は他事業所の従業員である申立人について厚生年金保険料を申立人が全額負担することを条件に加入する旨を認めたと供述しており上記同僚の証言とも一致する。

上記同僚の証言について申立人は、事業所が自身を除いた従業員に対して国民年金へ加入するように説明をしたことは知っているが、自らはそれまでと変わらず厚生年金保険に加入できることとなっており、事業主負担分も合わせた厚生年金保険料を負担することは承知していないと述べている。

しかし、A社、B社及びC社における事業主から従業員に対する厚生年金保険の取扱いの変更に係る周知方法は、周知文書の掲示であったとの証言もあることから、申立人も知り得る状態であったと推認できる上、事業主及び同僚からの聴取によっても厚生年金保険に関して申立人のみが他の従業員とは異なる取扱いを受けていたことがうかがえる事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者

(申立人)は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑦までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 30 日から 41 年 8 月まで

私は、昭和 35 年 5 月頃から、A社のB事業所内にあったD事務所にF職として就職し、その後、時期は不明だが同じ敷地内にあった別の部署に異動となりG職として 41 年 8 月頃まで勤務していたが、年金の記録を確認したところ申立期間についての記録が無く納得できないので、調査し厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事務所に勤務していた申立人の夫は、「昭和 35 年の春にD事務所で申立人と知り合い同年に結婚した。その後、私は独立をして 37 年 2 月に私は退職したが、妻はその後 4 年ほど勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事務所に勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和 37 年 6 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間においてC社における被保険者となっているものの、申立人は「B事業所に勤務していた。」と述べている上、共に勤務していたとする申立人の夫がC社における被保険者となっておらず、B事業所に従事する者を管轄するA社において被保険者となっていることから、申立てに係る事業所は同社であると考えられる。

しかしながら、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立人に係る被保険者カードも確認できない。

また、上記の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認でき

る者のうち、申立人が挙げた同僚と同姓の者複数名に照会を行ったものの、申立人を記憶しているとする供述を得ることができなかった。

申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、被保険者カードにおいても同様の記載となっている。

また、上記の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる複数名に照会を行ったものの、申立人を記憶しているとする供述を得ることができなかった。

このほか、A社及びC社の記録を管理するE社は、申立期間に係る申立人の在籍や保険料控除は不明と回答しており、申立人も給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 30 日まで、A 社の下請の B 社で C 県 D 職に従事していた。

当時、E 氏から私の兄に、「仕事がある。」という話があり、兄が私のほか数名に声をかけて働くことになった。B 社では、兄と F 氏が現場監督をしており、私は兄の下にいた。給料は、B 社から支払われていた。

入社も退社も兄と一緒にだったが、厚生年金保険の記録では、兄の A 社での被保険者資格の喪失日は昭和 38 年 10 月 1 日となっているのに、私の同資格の喪失日は 37 年 3 月 21 日となっている。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「B 社に所属し、A 社 G 支店の下請業務をしており、給与は、同社からではなく、B 社の親方からもらっていた。」としているところ、B 社の親方は、「当時は、個人事業所として A 社の下請業務をしていたことから、私を含め作業員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

一方、A 社 G 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に上記の B 社の親方のほか、申立人を含め B 社に所属していたとする複数の者が A 社 G 支店において被保険者資格を取得したものの、申立人のほか 6 名が被保険者資格を取得した同年 3 月のうちに同資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において、B

社に所属し、A社の下請業務を行っていたことを確認できる具体的な証言等を得ることはできなかった。

さらに、上記のB社の親方は、「申立人の兄は1年間ぐらいいたが、申立人の在籍期間は短かったように記憶している。」と供述している。

加えて、A社及びB社は、いずれも「当時の資料は保管していない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月頃から 32 年 12 月頃まで

私は、昭和 30 年 1 月頃から 32 年 12 月頃までの期間に A 社（現在は、D 社）B 事業所（通勤）及び同社 C 事業所（住み込み）で E 職をしていた。厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は A 社 B 事業所及び同社 C 事業所で勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社 B 事業所及び同社 C 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無い。

また、申立人は同僚 1 名の名前を挙げているが、当該同僚は、A 社における厚生年金保険被保険者として年金記録が確認できない上、申立人も連絡先は不明であるとしていることから申立人の勤務実態等についての供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間において、A 社での厚生年金保険被保険者となっている 33 名に照会したが、申立人を記憶している者がいないほか、申立人が勤務したと主張している同社 C 事業所を利用した者は、従業員の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

加えて、D 社は、「申立人の申立期間に係る資料は無いため、申立人の勤務について確認することはできない。」と回答している上、申立人も勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書

等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に高等学校を卒業し、同年 6 月に A 社（現在は、B 社）の社員に採用された。48 年 1 月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、勤務期間の全てが被保険者となっていない。一緒に勤務していた同僚に厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録が無いことに納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、申立期間当時における A 社の厚生年金保険の加入については、本人の希望により行われていたと供述しているところ、申立人が記憶している 2 名の同僚は、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当時、同社においては、厚生年金保険の加入手続において、個人の希望に応じて行われていた状況がうかがわれる。

また、申立期間当時の A 社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない上、B 社は、申立期間当時の人事記録等は既に廃棄されているため、申立人の保険料の控除について確認できないと回答している。

さらに、申立人は、申立期間は給料明細書が無かったので、厚生年金保険料が控除されていたか否か不明であると述べている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 25 日から 40 年 8 月 30 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 12 日まで
A社において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。また、B社C支店に期間従業員として勤務し、厚生年金保険の被保険者証を受け取った記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元取締役が、「申立人の勤務期間は覚えていないが、申立人はA社に勤務していた。」と供述していること、及び申立人が同社に入社した経緯などを具体的に覚えていることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の元取締役は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、自身の同社における厚生年金保険の被保険者記録は無いと供述しており、オンライン記録においても、当該取締役の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社の元取締役は、「当時の資料は無いが、A社は適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚証言から、申立人が昭和41年11月13日から42年4月12日までの期間において、B社C支店に

勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、B社C支店に期間従業員として勤務していたと供述しているところ、申立期間②当時の同社C支店の社会保険担当者は、「申立期間②において、期間従業員については、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人が同時期にB社C支店に期間従業員として入社したとして姓のみを記憶する同僚2名について、同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票を縦覧調査したが、いずれも、当該期間において、同社C支店の厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、当該期間におけるB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月頃まで、従業員が 15 名ぐらいいた A 社に勤務していたが、同社の廃業に伴い退職した。

ところが厚生年金保険の記録では、A 社に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録が確認できない。

さらに、申立人が挙げる当時の事業主は、連絡先が不明である上、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。